

令和2年5月8日

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて ガスの特例措置の認可等を行いました（第22報）

関東経済産業局は、本日、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたガスの需要家等に対する特例措置の認可等を行いました。

1. 各都道府県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しています。
今般、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、本制度の貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施しています。
2. 上記特例措置に基づく「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の貸付を受けたガスの需要家等に対する特例措置等として、下記事業者から、本日付で、小売全面自由化後の経過措置に係る小売料金その他の供給条件及び託送料金その他の供給条件について特例措置（料金の支払期限の延長）の認可申請等を受理し、電力・ガス取引監視等委員会の意見も踏まえ、即日特例措置の認可等（別紙1参照）を行いました。
3. なお、今後、影響が深刻化・長期化した場合などには、事業者から適宜申請を受けて、速やかに特例措置の認可等を行う予定です。

記

○一般ガス導管事業者（37事業者）

○旧一般ガスみなしガス小売事業者（4事業者）

別紙2参照

（本発表資料のお問い合わせ先）

関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課長 芳賀潤一

担当者：古川、高城

電話：048-600-0411（直通）

F A X：048-601-1298

(一般ガス導管事業者)
託送供給約款についての特例措置の概要

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたガスの使用者を需要家等とする払出地点に係る託送供給について、託送供給依頼者から申し出があった場合、以下の措置を適用する。

1. 日高都市ガス株式会社、西武ガス株式会社、大網白里市、栃木ガス株式会社、厚木瓦斯株式会社、東彩ガス株式会社、日本瓦斯株式会社、東日本ガス株式会社、佐野瓦斯株式会社、伊奈都市ガス株式会社、武蔵野瓦斯株式会社、昭島ガス株式会社、角栄ガス株式会社、入間ガス株式会社、熱海瓦斯株式会社、太田都市ガス株式会社、野田ガス株式会社

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けようとするガスの使用者等を需要家とする払出地点に係る令和2年2月検針分（支払期限日が令和2年3月25日以降となるもの）、3月検針分、4月検針分及び5月検針分の託送供給料金の支払期限をそれぞれ1ヶ月延長する。

2. 坂戸ガス株式会社、新日本瓦斯株式会社

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けようとするガスの使用者等を需要家とする払出地点に係る令和2年2月検針分（支払期限日が令和2年3月25日以降となるもの）及び3月検針分の託送供給料金の支払期限をそれぞれ2ヶ月、4月検針分及び5月検針分の支払期限をそれぞれ1ヶ月延長する。

3. 武陽ガス株式会社、静岡ガス株式会社

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたガスの使用者を需要家とする払出地点に係る令和2年2月検針分（支払期限日が令和2年3月25日以降となるもの）、3月検針分、4月検針分及び5月検針分の託送供給料金の支払期限をそれぞれ1ヶ月延長する。

4. 松栄ガス株式会社

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けようとするガスの使用者を需要家とする払出地点に係る令和2年2月検針分（支払期限日が令和2年3月25日以降となるもの）、3月検針分、4月検針分及び5月検針分の託送供給料金の支払期限をそれぞれ1ヶ月延長する。

5. 本庄ガス株式会社、長南町、白子町

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けようとするガスの使用者等を需要家とする払出地点に係る令和2年2月検針分（支払期限日が令和2年3月25日以降となるもの）、3月検針分、4月検針分、5月検針分及び6月検針分の託送供給料金の支払期限をそれぞれ1ヶ月延長する。

6. 東海ガス株式会社

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けようとするガスの使用者等を需要家とする払出地点に係る令和2年3月検針分、4月検針分及び5月検針分の託送供給料金の支払期限をそれぞれ1ヶ月延長する。

7. 館林瓦斯株式会社

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けようとするガスの使用者等を需要家とする払出地点に係る令和2年2月検針分（支払期限日が令和2年3月25日以降となるもの）、3月検針分、4月検針分、5月検針分、6月検針分及び7月検針分の託送供給料金の支払期限をそれぞれ1ヶ月延長する。

8. 東金市、大多喜ガス株式会社

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けようとするガスの使用者等を需要家とする払出地点に係る令和2年2月検針分（支払期限日が令和2年3月25日以降となるもの）、3月検針分及び4月検針分の託送供給料金の支払期限をそれぞれ2ヶ月、5月検針分の支払期限を1ヶ月延長する。

9. 秦野瓦斯株式会社、大東ガス株式会社

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けようとするガスの使用者等を需要家とする払出地点に係る令和2年2月検針分（支払期限日が令和2年3月25日以降となるもの）、3月検針分、4月検針分及び5月検針分の託送供給料金の支払期限をそれぞれ2ヶ月延長する。

10. 鷺宮ガス株式会社

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けた、または、受けようとするガスの使用者を需要家とする払出地点に係る令和2年2月検針分（支払期限日が令和2年3月25日以降となるもの）、3月検針分、4月検針分及び5月検針分の託送供給料金の支払期限をそれぞれ1ヶ月延長する。

11. 小田原瓦斯株式会社

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたガスの使用者等を需要家とする払出地点に係る令和2年2月検針分（支払期限日が令和2年3月25日以降となるもの）、3月検針分、4月検針分、5月検針分、6月検針分及び7月検針分の託送供給料金の支払期限をそれぞれ1ヶ月延長する。

12. 湯河原瓦斯株式会社

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けようとするガスの使用者等を需要家とする払出地点に係る令和2年2月検針分（支払期限日が令和2年3月25日以降となるもの）、3月検針分、4月検針分、5月検針分及び6月検針分の託送供給料金の支払期限をそれぞれ1ヶ月延長する。

13. 京葉瓦斯株式会社、京和ガス株式会社

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたガスの使用者を需要家とする払出地点に係る令和2年2月検針分（支払期限日が令和2年3月25日以降となるもの）、3月検針分、4月検針分及び5月検針分の託送供給料金の支払期限をそれぞれ60日間延長する。

14. 桐生瓦斯株式会社

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたガスの使用者等を需要家とする払出地点に係る令和2年2月検針分（支払期限日が令和2年3月25日以降となるもの）、3月検針分、4月検針分及び5月検針分の託送供給料金の支払期限をそれぞれ1ヶ月延長する。

(一般ガス導管事業者)
最終保証供給約款についての特例措置の概要

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたガスの需要家等から申し出があった場合、以下の措置を適用する。

1. 静岡ガス株式会社

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたガス需要家に係る令和2年2月検針分（支払期限日が令和2年3月25日以降となるもの）、3月検針分、4月検針分及び5月検針分の支払期限をそれぞれ1ヶ月延長する。

(旧一般ガスみなしガス小売事業者)
指定旧供給区域等小売供給約款についての特別措置の概要

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたガスの需要家等から申し出があった場合、以下の措置を適用する。

1. 日本瓦斯株式会社、熱海瓦斯株式会社

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けた需要家等のガス料金の支払期限について、令和2年2月検針分（支払期限日が令和2年3月25日以降となるもの）、3月検針分、4月検針分及び5月検針分をそれぞれ1ヶ月延長する。

2. 京葉瓦斯株式会社、京和ガス株式会社

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けた需要家のガス料金の支払期限について、令和2年2月検針分（支払期限日が令和2年3月25日以降となるもの）、3月検針分、4月検針分及び5月検針分をそれぞれ60日間延長する。

(別紙2)

ガスの特例措置の認可等を行った事業者

○一般ガス導管事業者：(37事業者)

事業者名	法人番号	供給区域
日高都市ガス株式会社	7030001089817	埼玉県
西武ガス株式会社	8030001089452	埼玉県
坂戸ガス株式会社	6030001068771	埼玉県
武陽ガス株式会社	3013101000328	東京都
大網白里市	8000020122394	千葉県
松栄ガス株式会社	2030001071044	埼玉県
栃木ガス株式会社	1060001016501	栃木県
厚木瓦斯株式会社	3021001019215	神奈川県
本庄ガス株式会社	2030001060385	埼玉県
東海ガス株式会社	6080001015050	静岡県、群馬県
館林瓦斯株式会社	4070001021811	群馬県
東彩ガス株式会社	8030001051263	埼玉県、茨城県
長南町	1000020124273	千葉県
白子町	1000020124249	千葉県
日本瓦斯株式会社	9010001061924	千葉県、埼玉県、栃木県、神奈川県
新日本瓦斯株式会社	2030001062019	埼玉県
東日本ガス株式会社	6040001066700	千葉県、茨城県
佐野瓦斯株式会社	2060001020353	栃木県
伊奈都市ガス株式会社	1030001042293	埼玉県
東金市	7000020122131	千葉県
秦野瓦斯株式会社	7021001022743	神奈川県
武蔵野瓦斯株式会社	5030001026664	埼玉県
昭島ガス株式会社	8012801001829	東京都
鷲宮ガス株式会社	6030001031267	埼玉県
静岡ガス株式会社	4080001002686	静岡県
角栄ガス株式会社	9011001005458	埼玉県、千葉県
小田原瓦斯株式会社	4021001032398	神奈川県

事業者名	法人番号	供給区域
湯河原瓦斯株式会社	1021001032054	神奈川県、静岡県
京葉瓦斯株式会社	8040001026108	千葉県
大東ガス株式会社	3030001056382	埼玉県、東京都、神奈川県
人間ガス株式会社	5030001026755	埼玉県
桐生瓦斯株式会社	3070001015806	群馬県
京和ガス株式会社	9040001038011	千葉県
熱海瓦斯株式会社	5080101012519	静岡県
大多喜ガス株式会社	3040001059104	千葉県
太田都市ガス株式会社	3070001018858	群馬県
野田ガス株式会社	6040001071428	千葉県

※ 静岡ガス株式会社のみ最終保証供給約款の特例措置承認を含む

○旧一般ガスみなしガス小売事業者（4事業者）

事業者名	法人番号	供給区域
日本瓦斯株式会社	9010001061924	神奈川県
京葉瓦斯株式会社	8040001026108	千葉県
京和ガス株式会社	9040001038011	千葉県
熱海瓦斯株式会社	5080101012519	静岡県